

欧洲統合と移民・外国人労働者政策

—政策転換の展望—

井 口 泰

I EUにおける政策転換の可能性

1990年代において、EUは、市場統合（1993年）を達成した後、「二度締合」の考え方によって通貨統合（1999年）を実現した。また、2004年5月には15ヶ国から25ヶ国へと拡大し、同年11月には監禁のひき逃が罪・容疑された。

この間に注目すべき動きは、EU七大とともに「中核諸国」（ドイツ、フランス、ベルギーなど）が、アメリカと一緒にをしてEU独自の政治的立場を明確にし、EU全体の政策決定に強いインシシアチブを発揮しようとしており。これめぐり、新規加盟の中東欧諸国など周辺諸国との避け引きが一層活発になっていることである。こうした新しい動きが、EU及び加盟国間の「域外外国人政策」の展開に及ぼす影響は、現時点では明確ではない。現状では、「域外外国人政策」のほとんどは、依然として各国の主権下にある上、欧洲委員会の「域外外国人政策」の考え方と各国政府の考え方の間にには、まだ少ながらぬ隔たりがある。

しかし、欧洲委員会は、中長期的に、北米やアジアと同様の技術開発や産業競争に当たる欧洲の立場を回し、今後急速に進む人口の少子化のなかで労働力供給を図るために対応するため、厳しい原産地規制との廃止を図つつ、積極的な移住・外国人労働者政策への転換することを加盟国に問題提起している。

このような欧洲委員会の問題提起は、1998年頃から顕在化した世界的な「人材競争競争」のなかで現実性を帯びている。即ち、ITブームを引き金とする人材不足は、情報通信のみならず、ハイオ、ナノテクなどの先端分野を含め、先進国において高度人材の資本競争、滞在・居住及び永住権の取得に関する規制緩和を引き起こしてきな。これら「人材不足」は、各国内の教育課程制度の

対応の遅れによって抑制され、少子・高齢化によって長期的に加速される恐れがある。

現状では、世界的な「人材競争競争」の勝者はアメリカであって、敗者は、人材受入れに積極的な対応を進めてきたイギリスが大きい。これに対し、大陸のEU諸国は、既に、1970年代前半の第一次石油危機以後、域外からの労働力受入れに懐疑的な姿勢を変えず、近年の情勢変化に対して、受け取る側の例外を並げる形で対応しているに過ぎない。

II 現時点における欧洲委員会と域内各国の「温度差」

欧洲委員会は、1997年のアムステルダム条約によって、欧洲レベルの「域外外国人政策」を巡説し、欧洲圏内の域外国人に対する監督能力を強化する権限を与えた。具体的には、①EU各國の移民・外国人政策の効果を高める目的で、欧洲レベルで「域外外国人政策」を具体化する、②EU各國の移民・外国人政策を、時間をかけて調和化する「二輪院」で進められている。しかし、域内諸国間の「温度差」は大きく、その実現への道のりは平坦でない。

域外外国人政策の転換の必要性に影響を及ぼす要因としては、①各國の少子・高齢化の速度の違い、②現在における定住移民・域外労働者の水準、③圏内の教育訓練機関の人材開発ニーズへの対応、④圏内労働市場における失業率又はミスマッチ失業などを挙げることができます。つまり、少子・高齢化が急速であって、定住移民・域外受け入れ者が少規模で、人材開発に向けた教育訓練の改革が進められ、国内の失業率が相対的に低ければ、規制的な域外外国人政策を転換するまでの国内的な諸条件が備えされやすいといえよう。

しかし、各種指標を用いて、ドイツ、フランスなど主要国を比較すると、これら前段は広範に満たされてはお

第1表 EUの「海外(外国人)」に影響を及ぼす関連指標(単位:人・%)

	ドイツ	フランス	イタリア	イギリス	スウェーデン	日本(在日)
合計特許出願(2001)	1,24	1,65	1,24	1,63	1,57	1,29
老年人口指数(2002)	27.6	21.6	26.9	23.8	26.5	27.6
失業率(2002)	9.4	8.8	9.5	4.9	4.7	5.0
外国人人口(1999)	7,343.6 (8.9)	3,596.6* (6.3)	1,552.0 (2.2)	2,203.0 (3.8)	499.9 (5.5)	1,556.1 (1.2)
外国人留学生数(2002)	199.1	147.1	29.2	225.7	26.3	63.6
帰化者数(2001)	178.1	127.6	10.4	90.3	36.4	15.3
庇護希望者数(2002)	71.5	51.1	7.3	110.3	33.0	0.2
注釈: OECD加盟国(144ヶ国) *: 在日外国人、GGTS社員(1,111)/EU-6426人(1,121,950)、ヨーロッパ(94)。						

らず、特に、独仏が他調して行動する前提条件が満たされない状況にあることがわかる(第1表)。しかし、2004年3月12日のスペイン・マドリッドにおける列車テロの発生は、テロ防止又は治安の確保、さらに対外外国人の社会的統合政策の見直しの視点から、EUレベルでは対外外国人政策の懸念を切るとの必要性を各國に強く認識させた。しかも、1995年から実施されている「シェンゲン・システム」は、対外外国人の管理制度や家族の権利と保護の問題をめぐって議論がなされた後に十分に検討していいことも明らかとなつた。これらの動きが、EUレベル及び加盟国の協力による「対外外国人政策」を推進する新たな背景となることは間違いない。

III 1990年代前半まで:規制的な人権管理・社会的統合の推進・送り出江力の緩和

ECが、労働力の自由移動に関するEC指令を整備したのは1988のことであり、1995年からドイツがイタリアから異常労働者の受け入れを決断した際、二国間協定で労働者の移動を内斬化する措置が必要であった。その後、1980年代を通じ、ほとんどのEC加盟国(イタリアを除く)は地中海諸国など周辺諸国と労働者候補協定を締結し、経済成長に伴い必要な工業生産現場の労働者を国外から受け入れた。

1970年代初期の石油危機の発生とともに、各國は生産削減や雇用調整に追いやられた。1973年には、ドイツの自動車産業でトルコ人労働者のストライキが発生するなど緊迫した情勢を迎えた。ドイツ連邦政府は、娘所から他の外国人労働者募集の停止を決定した。引き続き1974年には、フランスなど周辺諸国の政府も、ほぼ同様の決定を行い、EUの対外外国人労働者政策は、規制的な方向へと大きく転換した。

第2表 イギリスの公出入材会入れための貿易制度(HSMP)

子	母	特	特	特	特	特	特	特
合計特許出願(2001)	1,24	1,65	1,24	1,63	1,57	1,29	特上級取扱者=30点、特上級取扱者=5点、子上級取扱者=15点	特上級取扱者=30点、特上級取扱者=5点、子上級取扱者=15点
老年人口指数(2002)	27.6	21.6	26.9	23.8	26.5	27.6	特アドレルの範囲に5年: (1)上級保持者は3年)以上:8分→15点、上級レベル以上:10点	特アドレルの範囲に5年: (1)上級保持者は3年)以上:8分→15点、上級レベル以上:10点
失業率(2002)	9.4	8.8	9.5	4.9	4.7	5.0	特万ボンド以下=25点、10万ボンド以下=35点、25万ボンド以上=50点	特万ボンド以下=25点、10万ボンド以下=35点、25万ボンド以上=50点
外国人人口(1999)	7,343.6 (8.9)	3,596.6* (6.3)	1,552.0 (2.2)	2,203.0 (3.8)	499.9 (5.5)	1,556.1 (1.2)	特外的的な実績がある場合=50点、「充てな」実績がある場合=25点	特外的的な実績がある場合=50点、「充てな」実績がある場合=25点
外国人留学生数(2002)	199.1	147.1	29.2	225.7	26.3	63.6	特就労カードの一般問題として就労を希望する他の区域を相手とするための特例条件	特就労カードの一般問題として就労を希望する他の区域を相手とするための特例条件
帰化者数(2001)	178.1	127.6	10.4	90.3	36.4	15.3	特日本語: 114万円相当額(「海外公債負担額」)から差引 注: 告示の範囲については、おなじくヨーロッパ(EUZEN、アメリカ、II)のものを使います。"ヨーロッパの公債負担額"から差引 75.41を選択した場合、実際の公債負担の範囲が求められます。NINHの公債負担額が求められます。	特日本語: 114万円相当額(「海外公債負担額」)から差引 注: 告示の範囲については、おなじくヨーロッパ(EUZEN、アメリカ、II)のものを使います。"ヨーロッパの公債負担額"から差引 75.41を選択した場合、実際の公債負担の範囲が求められます。
庇護希望者数(2002)	71.5	51.1	7.3	110.3	33.0	0.2	和に踏み出した。	和に踏み出した。
注釈: OECD加盟国(144ヶ国) *: 在日外国人、GGTS社員(1,111)/EU-6426人(1,121,950)、ヨーロッパ(94)。							V 扩大欧洲の雇用・労働市場及び人の移動 に及ぼす影響	V 扩大欧洲の雇用・労働市場及び人の移動 に及ぼす影響

しかし、外国人労働者の受け入れ規制は、国内の外国人人口を減少させる効果をもたらさなかった。実際、各国の講じた外国人労働者の雇用問題に対する措置は依然として、労働者に対する外因が認められた。これらは、ヨーロッパの労働市場を中心に、国外から情報が流れられた。

これらは、ヨーロッパの労働市場に依然として、労働者に対する外因が認められた。また、情報技術開発を中心とした高度人材への「ポイント制度」の導入及び永住権取得の簡素化などの措置は、EU加盟圏内のなかで、最も先取的な仕組みといえよう(第2表)。

2001年9月11日の同時多発テロ事件では、これが、欧洲(特にドイツ)で準備されたことが各国に衝撃を与え、特に、イスラム系外国籍人に向けて、最も長期労働する外国人が過半数に達し、EC体制では、長期滞在の外国人労働者や家族の権利と保護の問題をめぐって議論がなされた。た。特に、イスラム系外国籍人に向けては、EU各國が長年めでてきた社会的統合政策があまり効果を発揮せず、一部においては、区社会的行為を企む集団が形成されたことへの反応が高まった。特に、外国人が定住を希望する場合、受入国の基本的法令の尊重や言語の習得を義務付ける動きも、オーストリアをはじめとする部門では立つようになってきた。

第3-1表 主要な新規加盟国とドイツの間の人当たり所得標準の変化(US\$、EUR・%)

	西ドイツ	フランス	イタリア	イギリス	スウェーデン	日本(在日)
1993	3,750	21.5	9,500	39.6	1,900	9.2
2002	3,830	33.9	11,300	47.5	2,000	9.7
1993	55.9	14,400	60.0	2,500	14.1	7,200
2002	7,400	42.0	13,600	56.7	3,300	16.0
1993	100	24,600	100	20,600	100	25,150
2002	24,000	(62.6)	16,379	(37.4)	24,000	(47.6)
注釈: IAB *: ()はギリシャの、()はカナダGDPとの値。						

これらの動きのなかで、ドイツのシェーレー政権が推進した新移民法案は、大陸欧州における最も包括的な政策であった。そのため、イタリアとスペインは、ECレベルで、周辺諸国からの流入を抑制するために既存の移民政策の実力を強く主張した。

実際、1990年代以降、EUは、中・東欧諸国とのEU加盟協定を基礎に包括的な経済協力を実施し、魁(アリ)ン協定の実施と併せ、不法移民や経済難民の抑制にも積極的に取り組んだ。

IV 1990年代後半から:人材獲得競争への対処・社会的統合政策への反省

1990年代後半、アメリカのIT爆氣を引き金に世界的な「人材獲得競争」が生じた。経済活性化に必要な外国人材の受け入れのため、欧州各国は自主的に国内規制の緩和へと大きく転換した。

第3-2表 EU新規加盟国からドイツに移動する人当たり所得標準の変化(US\$、EUR・%)

	西ドイツ	フランス	イタリア	イギリス	スウェーデン	日本(在日)
1993	91	535	931	1,144	1,432	2,022
2002	9	28.6	55	95	115	486
1993	13	77	54	104	130	360
2002	100	122	721	1,249	1,521	1,352
注釈: IAB *: ()はギリシャの、()はカナダGDPとの値。						

注: ()はギリシャの、()はカナダGDPとの値。

内にほとんどが申請したことは、経済格差と新たな加盟国との経済格差への不安を反映している。

特に、近年、イタリアを中心に作るアメリカの「娘子」が、ヨーロッパへ移住する傾向が増加している。ヨーロッパでは、サービス分野の雇用市場も伸び悩んでいる。そのため、雇用失業率は低い状況にあり、雇用を維持するため、賃金水平を固定し労働時間を見直す動きも顕在化している。

最近の推定では、人の「自由移動」が実現されても、中東欧諸国からドイツへの労働力供給は年間で12万人程度とされる（第3-2表）。「セーフガード」が予定期7年以内に後期を終えるかどうかは、過去10年間に見られた中・東欧諸国の一人口当たりGDP水準の改善が今後もよくかどうかに依存しよう。

VI ドイツ修正新移民法の成立

2002年5月に可決された後、同年末の憲法裁判所の判決で施行停止となつたドイツの「新移民法」が、2004年7月、与野党の協議の結果、修正され、成立した。新法は、超党派の委員会で協議され、世界の移民・外国人労働者の「ベストプラクティス」に沿ひ、①ドイツが必要な労働力とする人材に入国・滞在と永住の道を開き、②外国人の社会的統合を強化し、③人道的判断からの受け入れ均滑化を進めることである。同法は、既存の「国外外国人政策」の延長の方向を示す重要な動きの一つである。しかし、2004年には連邦参議院では与野党連立の構

成で外人材採用緩和が、既存諸国の少子高齢化の

性であることを理由とするものを含む）についても規定を行なうべきだとした。公体的には、軽微の受け入れ規制を新たに開設し、①教育・訓練を受けた外国人を「ポイント・システム」に基づいて選別し、住民として受け入れる。（25歳以下の期限を定め、定期的な労働需給のボトルネックを先ずするため、労働需要の存在を前提に外国人を受け入れる（例えば、上限を年間2万人）、

②経済及び研究分野では、最も優秀の人材を、既存を入り規制と複数された規則の下に受け入れる。（若年の外国人をドイツの「デュアル・システム」の認證制度で受け入れるほか、多くの外国人を受け入れ、既存人材に対する競争のなかで優位に立てる教育政策を推進するとした（第1図）。

本報告書に対する各政党や既存方面の反応は、既存既存なもので、その主要部分を取り込んだシリーエン大

臣の新移民法案は2001年8月上旬に公示された。しかし、同年9月11日に同時多発テロが発生し、野党キリスト教民主・社会同盟は、法案は大眾市民受け入れに適じるとして翌年の憲法審査を前に対決準備を開始した。

同年12月、与野党の意見に配慮して修正された新法は連邦議会をへて既存多數で通過し、連邦参議院に送られた。連邦参議院では、修正新移民法案に対する既存では野党が賛成する状態になっていた。しかも、唯一アランデンブルク州連携では、社会民主党とキリスト教民主同盟の過半数が賛成した。

こうした背景を考慮するため、1973年以来の「国外

人材の受け入れ規制は、内閣として実行する場合を前提とする。

冒頭に述べたように、このため、現在の、一時的な活用を前提とする外国人労働者政策を、途上国の人才培养をしつつ、わが国へ必

要な点が示されている。

この構造は、当初の判断に含まれていた「ポイント制度」の導入などの形態は見送られた。

取り返つてみると、1998年当時、ドイツで深刻化しつつあったIT労働者不足の問題に対応し、シュレーダー首相は「グリーンカード」構想を提案し、2000年8月から実施した。当該制度は、アメリカの永住権を証明する「グリーン・カード」とは似て非なるもので、2004年夏季に受け入れられたIT労働者は1万7000人程度と、当初目標の2万人受け入れは達成できなかった。

この構造と並んで、2000年夏には連邦政府から独立し、政界・経済・労働界、サービス分野で労働人口・労働・外国人の専門家などを既存の「移民会議（ジュエムート委員会）」を発足させ、2001年7月に報告書が公表された。少子・高齢化による人口構成の歪みを、人材移住の受け入れによって是正する「既存民間」の考え方を肯定しつつも、専門的労働者の不足が、将来の技術革新や生産性上昇に障害をもたらすことは避けられない。21世紀のドイツにあっては、「既存民間」の考え方を肯定しつつも、専門的労働者の不足が、国内における教育及び訓練の努力を妨げてはならないこと、④外国人受入れは、経済的効率の確保をめざむるものでなければならないこと、⑤外国人の出身国の利害も考慮されなければならないこと、⑥外国人は、社会と労働市場への貢献が成功するよう人に適されなければならぬこと。

具体的に相談の際は、(1)より柔軟な労働力受け入れシステムを構想すること、(2)外国人の受け入れが、国内の労働市場と矛盾すべきでないこと、(3)外国人受入れが、国内における教育及び訓練の努力を妨げてはならないこと、(4)外国人受入れは、経済的効率の確保をめざむるものでなければならないこと、(5)外国人の出身国の利害も考慮されなければならないこと、(6)外国人は、社会と労働市場への貢献が成功するよう人に適されなければならぬこと。

こうした点を考慮するため、1973年以来の「国外

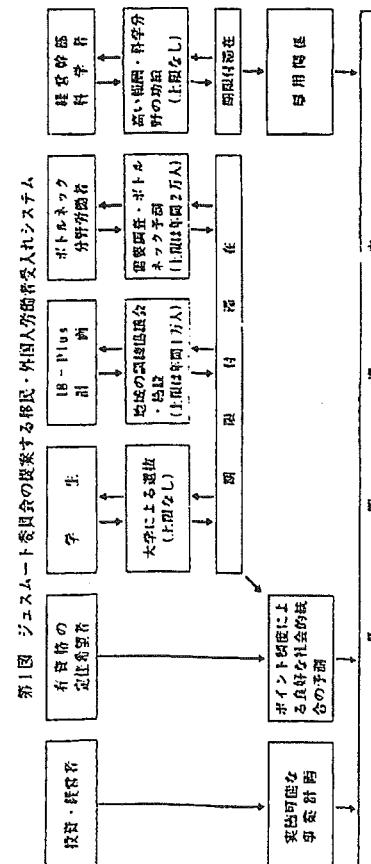
人材の受け入れ規制は、その性質が修正新移民法の可否を決する状況になっていた。

同年3月下旬の連邦参議院の堅決に当たって、議長は、アランデンブルク州の会長とカウントして可決を宣言しながら、野党は、本法定定を支持する旨と既存既存に訴え、2002年12月、憲法裁判所は、その底を認め、結果、新移民法は2003年1月の施行が停止された。

シェレーダー政権は、2003年1月に、同法案を再提出したが、連邦参議院では、野党が付加努力を要望する状況を踏まえて、法案の大部修正に応じた。

2004年8月に最終的に成立した修正新移民法において、与野党的妥協の結果、修正された点とは、①ボイント制度の導入を断念し、高度人材以外については国外登録を停止するが、雇用創出に寄与する場合は在許可を発行する、②EU新規加盟国からの労働者については、専門知識・技能を有する労働者のみ就労を認める、

③社会的結合のための特典（特に、語学校の生徒）は、連邦政府がすべて負担する、④国家によらない追造（女性）を公表する。



的な人材の配置を促し、段階的な定住を促すことを現野にいた外国人労働者政策に転換する必要があるう。具体的には、企業の雇用管理などを定める「外国人雇用法」を制定し外国人雇用情報を関係機関が共有し、市町村の外国人住民に関する権限を強化し、日本語及び英語能力が一定以上の外国人技能実習生が技能労働者として再登録し就労する道を開くことも検討すべきである。

今後、EUが世界の人材獲得競争に本格的に参入するなら、従来、「人材供給地図」に併んじてきたアジア自身も競争的な政策へと筋書きが必要がある。EUの「除外外国人政策」の動向を踏まえるならば、経済社会の進む東アジアで日本がニシアチapeとなることが、ますます重要ななっているといえよう。

注
1) アムステルダム条約(1997年)第61～63条を参照。
2) 欧州各国の外国人政策の比較検討については、筆者の参考した調査結果の報告として厚生労働省編(2003)に取扱られている。
3) EU加盟のため、①民主主義政治体制と少數民族の権利保護、②競争に耐え得る市場経済システム、③

EU法を反映した国内法制度などの要件を満たさなければならぬ。

4) Unabhängige Kommission (2001) を参照した。
5) 2004年9月に、ドイツ連邦経済労働省を訪問して該の修正内容を確認した。
6) 「国内の外国人政策の審議については、井口(2004)を参照。
7) 東アジア圏内の人々の移動の分析及び政策論議は、Iguchi (2004) を参照。

(主要参考資料)

- 井口 美 (2004) 「少子高齢化と外国人労働力問題」『生活経済政策』2004年11月, pp.38-45
- Iguchi Y. (2004) "Determinants of Intra-Regional Migration and Effects of Economic Partnership Agreements in East Asia" Korea Labor Institute, Quarterly Journal of Labor Policy, No. 4, Vol. 1, pp. 1-24
- 厚生労働省人材開拓推進課 (2003) 「EU・諸外国における外国人労働者の現状と施策」(厚労省発行)
- Unabhängige Kommission "Zuwanderung" (2001) Bericht der Kommission, Berlin
- Van Kricken P. J. (ed.) (2002) *The Migration Acquis Handbook*, T. M. C. Asser Press, The Hague. (原著・関西学院大学)

東アジア域内における人の移動の 決定要因と経済連携協定の課題

Determinants of Intra-Regional Migration and Tasks of the Economic Partnership Agreements in East Asia

井 口 泰

The author tries to identify determinants of intra-regional movement of persons in East Asia by estimating macro-economic functions of movement of persons and by creating a micro-economic theory on the choice between domestic and foreign workforce. Main findings are 1) intra-corporate transferees do not increase and relocation of personnel takes place since the middle of 1990s, 2) most of the movement of persons can not be explained mainly by macro-economic factors, 3) migration of student and trainee are also affected by push or pull factors, 4) the choice between foreign and domestic labor may depends upon comparison of training cost of domestic labor force and wages cost of foreign worker. It is recommendable that the Economic Partnership Agreement of "ASEAN+3" should incorporate measures 1) to facilitate intra-corporate transfer / training and to strengthen their networks, 2) to strengthen human resources development, 3) to encourage return migration from North America / Europe and 4) to encourage bilateral agreements for protection of low skilled workers.

Yasushi Iguchi

JEL : F15, F22, F23, J24, J61

Key words : Economic Partnership Agreement (EPA), the highly skilled, intra-corporate transferee, student migration, traineeship program for foreigners, reverse-brain drain, R&D center, bilateral agreement, irregular migration

- (目 次)
- 1 問題の所在
 - 2 域内の国際的な人の移動の決定要因に関するマクロ実証分析
 - 3 外国人熟練労働者受入れに関するミクロ理論による分析
 - 4 東アジアにおける経済連携協定交渉の課題
 - 5 結論

1 問題の所在

本稿は、国際的な人の移動に関するマクロ経済的及びミクロ経済的考察を踏まえ、日本と東アジア諸国との統計を組み合わせることにより、高度人材、不熟練労働者、学生、研修生及び商用旅行者などの東アジア域内における移動の決定要因を推定することを意図している。これを踏まえて、「アセアン+3(日本、中国、韓国)」の枠組みのなかで、制度的な経済統合を構築することの政策的合意を明らかにしたい。

1997 年のアジア通貨危機と IT 景気の後の景気後退からの回復過程においては、地域内の GDP 成長率や失業率の格差は、明らかに拡大した(第 1 及び第 2 表)。こうした格差は、不法移民やトラフィッキングを含む不熟練労働力の移動増加の重要な背景となっている。そうした移動を減らすため、地域レベルでの取り組みは、これまで提起されてこなかった。

これに対し、高度人材をみると、1990 年代の半ば以降、IT(情報通信技術)労働者や科学技術労働者を中心に世界規模の競争が発生した。ILO の研究によれば、北米や欧洲の先進国は、高度人材及び留学生に対する規制を緩和し、これら諸国の高度人材に対する追加的需要の半分以上をアジアからの人材によって充足したという。これら諸国では、出生率が低下しつつあるため、将来、ますます多くの需要は、アジアからの人材によつて充足されざるを得ないだろう¹⁾。

2002 年 11 月、日本、韓国、中国及びアセアン諸国の首脳は、WTO 協定に

表 1 東アジアにおける実質 GDP 成長率の推移 (%)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004(推定)
日本	-1.1	0.7	2.6	-0.3	0.3	2.0	4.0
韓国	-6.7	9.5	8.5	3.8	7.0	3.1	4.8
中国	7.1	7.0	7.6	7.3	8.0	9.4	8.8
香港・中国	-5.0	3.4	10.2	0.6	1.9	3.2	7.5
台湾・中国	4.6	5.4	5.9	-2.2	3.6	3.2	6.0
シンガポール	-0.9	6.9	9.7	-1.9	2.2	1.1	8.3
マレーシア	-7.4	6.1	8.9	0.3	4.1	4.2	7.1
タイ	-10.5	4.4	4.6	1.9	5.2	6.9	6.1
インドネシア	-13.1	0.8	4.9	3.8	4.3	4.5	4.9
フィリピン	5.8	3.4	6.0	3.0	3.1	4.7	5.9
ベトナム	5.8	4.8	6.4	5.8	7.1	6.0	7.3

資料出所：Asian Development Bank (2004), IMF (September 2004)

表 2 東アジアの失業率 (%)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	4.1	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3
韓国	6.8	6.3	4.1	3.7	3.1	3.4
中国	3.1	3.1	3.6	4.0	4.3	
香港・中国	4.7	6.3	4.9	5.1	7.3	7.9
台湾・中国	2.7	2.9	3.0	4.6	5.2	5.0
シンガポール	3.2	3.5	3.1	3.3	4.3	4.7
マレーシア	3.2	3.4	3.1	3.6	3.5	3.6
タイ	4.4	4.2	3.6	3.4	1.8	1.0
インドネシア	5.5	6.4	6.1	8.1	9.1	9.5
フィリピン	10.1	9.8	11.2	11.1	10.2	10.1
ベトナム	6.9	7.4	6.4	6.3	6.0	6.1

資料出所：Asian Development Bank (2004) 及び各國データ

注) 中国とベトナムの数値は、都市部のみである。

しかし、ほとんどの場合、交渉に従事する外交官や行政官たちは、交渉における相手国の要求にどう応えるかに心を奪われ、東アジアで、国際的な人の移動に関する地域レベルの取組みを強化したり、制度の調和化の可能性を探つたりするイニシアチブを発揮する状況にない。

そこで今こそ、東アジアにおける経済統合を構想するに当たつて、国際的な人の移動を、地域レベルで、どのように制御することが可能又は必要かという問題を検討すべきである。

以下では、この問題への応えるため、東アジアにおいて、国際的な人の移動の決定要因を特定し、そして、自由貿易協定又は「経済連携協定」の下における国際的な人の移動への対策について論じたい。

2 域内の国際的な人の移動の決定要因に関するマクロ実証分析

国際的な人の移動の決定要因について詳細な議論に入る前に、東アジアにおける高度経済成長及び所得の向上にもかかわらず、域内の所得格差を減らすことができないメカニズムについて、注意を喚起しておきたい。表 3 をみると、外國為替市場の変動が、特に、1997 年の通貨危機の後において、域内の所得格差の縮小の動きを帳消しにする動きを示していくことがわかる。

東アジアの途上国 の通貨危機及び IT ブーム後の景気後退からの回復にもかかわらず、アメリカドルで換算した域内の所得格差は、ベトナム、フィリピン及びインドネシアといった過剰労働力の高い送出圧力を抱えている諸国については、ほぼ変化しなかった。

こうした域内全体にわたる動向を考慮に入れつつ、ここでは、日本の統計とその他東アジア諸国 の統計を組み合わせるなどにより高度人材、不熟練労働者、留学生、研修生及び商用旅行者の域内移動に決定要因を特定するよう試みる。

国際的な人の移動を規定する要因を整理すると、一般的には、次の 5 要因を挙げができる²⁾。

2) Iguchi (2004) 及び IOM (2003) を参照。

表 3 1990 年代における一人当たり GDP と自国及び外国通貨の交換比率の指標

	各國通貨で測った 一人あたり GDP	各國・地域通貨の アメリカ・ドルに 対する為替相場	アメリカ・ドル で測った一人當 たり GDP	アーメリカ・ド ルでみた一人當 たり所賃格差				
	1991 日本 (1000 円) 韓国 (1000 ウォン) 中国 (ユアン) 香港中国 (香港ドル) 台湾・中国 (千・台灣ドル) シンガポール (S ドル) マレーシア (リンギット) タイ (バーツ) インドネシア (ルピア) フィリピン (ペソ) ベトナム (ドン)	2000 3582 5001 1829 103010 235 23794 7285 39104 1175534 19595 1140760	1991 3992 11104 7084 193299 437 39251 1.4563 75026 6132505 43687 5688749	2000 144.88 707.76 5.3234 7.771 27.108 1.7240 2.7501 25.517 40.112 8421.8 44.192 15,280	1991 107.79 1130.96 8.2785 7.791 31.395 1.7240 3.8000 40.112 8421.8 44.192 15,280	2000 24724 7066 344 13256 7184 13773 26954 56 3833 728 989 373 0.5	1991 37034 9818 856 24811 7184 26954 56 3833 728 989 373 0.5	2000 100 29 1 54 35 56 73 11 2 3 1
資料出所：Asia Development Bank, IMF 及び日本銀行								

第 1 の要因は、「プル要因」と呼ばれる。これは、受入国に外国人労働力を必要とする需要が存在することを主張する。

第 2 の要因は、「プッシュ要因」と呼ばれる。これは、送出国に労働力を国外へ送り出す圧力が存在することを主張する。

第 3 の要因は、「ギャップ要因」と名づけることができる。これは、送出国と受入国 の間の所得、雇用機会なし生活・衛生水準などの格差である。

第 4 の要因は、「ネットワーク要因」と名づけることができる。例えば、送出国と受入国 の間には、多国籍企業内の移動、仲介業者の仲介、留学・研修システム、家族・同郷人・同国人など様々なネットワークが存在し、国際的な人の移動を促進する機能を有する。

第 5 の要因は、「政策・制度要因」と名づけることができる。これは、送出

表4 アジアにおける国際労働力移動（主として2001年）（単位：千人）

	労働力人口	外国人労働者 の新規入国	自国外人労働者 の出国资本	国内の外国人 労働者	国外の自國 人労働者	スток
日本	67,420	142(130)	(55)	740(710)	(61)	
韓国	21,417	(37)	251	325(285)	[56]	
中国	本土	753,600	—	475(426)	65(63)	—
	香港	3,430	(20)	—	235(217)	[50]
	台湾	9,832	—	—	293(321)	[120]
	シンガポール	2,129	—	—	612(530)	[15]
	マレーシア	9,892	259(231)	—	(880)	[200]
	タイ	34,482	93(103)	160(191)	1103(1090)	[550]
	インドネシア	98,812	20(15)	339(435)	33(35)	[1,600]
	フィリピン	33,354	[6]	867(841)	[29]	(4,940)
	ベトナム	40,800	—	(32)	—	(300)

資料出所：各国統計に基づいて、筆者推計。

注：() 内は2000年の数値を示す。[] 内は2001年及び2000年以外の年の数値を示す。また、日本の外国人労働者は、不法残留者を含み、永住権を取得した労働者を含まない。韓国の外国人労働者は、研修生と不法就労者を含む。中国からの海外派遣労働者数は、「人力輸出」の数値である。また香港中国の外国人労働者数は、家庭のメードのみ。タイの外国人労働者数は登録された不法労働者数である。

国ないし受入国の政策、法制度、慣行であって、国際移動を促進する場合と、抑制ないし禁止する場合がある。

このうち、第1と第2の要因は、まさに、経済的要因であるが、第3の要因は、国際的な労働市場に不完全性があることを意味している。例えば、所得格差があつても、人々は自由に移動することができない。また、言語の違いや情報の不完全性、移動コストなどが、国際的な格差を温存している。

第4の要因には様々な種類がある。例えば、多国籍企業内の人材移動は、企業の経営戦略や技術移転などを背景とした移動であり、仲介業者による国際的なあつせんは、それ自体が、職業斡旋サービスの提供という経済行為である。また、留学や研修も、技術や知識の獲得を支援するネットワークがあつて実現される。これに加え、家族・同郷人、同国人が人の移動を促進するネットワー

クが存在する。これらは、明らかに社会学的な要因である。

第5の要因は、国際的な人の移動に対する各國法制や国際法の規制、政府や超国家的な機関による政策介入などを意味する。

以下では、まず、第1から第3までの要因を中心とした要因、これ以外の要因に定する諸要因を統計的に特定し、これに加え、可能な場合、これ以外の要因についても検討する。

まず、日本からアジア、欧洲及び北米への企業内転勤者の移動の決定要因を比較しながら、多国籍企業において、海外の現地法人を管理する人材の移動がどのような状況にあるのかを考えてみよう。

(1) 企業内転勤者の移動の決定要因：地域間比較

企業内転勤が果たしている最も重要な役割は、直接投資に伴う技術移転であり、これは、製造業であるかサービス業であるかを問わない。

2002年において、海外の日系企業において生み出された雇用は222万4000人に達し、同時に、日本から現地に派遣された日本人は、2万6000人に達した。関税引下げや地域統合の動きのなかで、最適な工程間分業を達成するため、東アジアでは、日系企業のネットワークの再編成が頻繁に行われている。確かに、中国への対外直接投資は、過去数年間に著しい増加を示した。しかし、NIESやASEANへの対外直接投資のフローも維持され、現在でも、直接投資の累積では、アセアンは中国を依然として上回っている。

対外直接投資による投資先国での雇用の創出と技術移転は、投資元国の外国人労働者受け入れを代替する性質を有する。したがって、対外直接投資は、域内における外国人政策と密接な関係を有していることになる。

ただし、注意しなければならないことは、企業内転勤者を現地に長期に派遣するには相当の費用が必要であり、商用の短期滞在者と組み合わせて費用を削減する必要がある点である。

ここで、企業内転勤者とは、主として、現地法人の経営幹部、上級管理職及

3) Iguchi (2002) p. 4 を参照。

び高度の専門職からなると考えてよい。実際には、企業内転勤者と商用短期商使用者の関係は、補完的である場合も、代替的である場合もあるだろう。

多国籍企業は、現地法人の管理職や専門職などの人材を現地化する政策をとると言えられているが、投資元国から投資先国への技術移転が急速な場合、しばしば、企業内転勤による派遣者の増大をもたらす。それは、現地法人のおかれれた競争条件や、現地の文化的及び企業組織の特性にも依存する。こうした、企業内転勤者と商用短期滞在者の関係や、通信技術や航空輸送の進歩の人の移動への影響については、1990 年代半ばに議論された⁴⁾。

表 5 日系企業の現地法人における雇用数と日本人の長期滞在者数の推移

	1998 年 10 月	1999 年 10 月	2000 年 10 月	2001 年 10 月	2002 年 10 月
アジア計	1,880,492 (26,648)	1,962,572 (26,560)	2,064,795 (25,461)	2,204,883 (25,455)	2,224,931 (26,231)
韓国	79,963 (485)	79,365 (478)	79,974 (524)	77,181 (643)	72,437 (871)
中国本土	466,979 (5,043)	530,705 (5,612)	566,728 (5,224)	639,100 (5,587)	683,914 (6,678)
香港・中国	139,010 (3,525)	136,526 (3,298)	144,289 (3,077)	109,648 (3,052)	111,344 (3,066)
台湾・中国	121,550 (2,030)	115,435 (2,093)	107,912 (2,040)	111,925 (1,951)	102,756 (1,846)
マレーシア	219,254 (2,574)	212,630 (2,495)	226,431 (2,327)	258,280 (2,268)	229,776 (2,239)
タイ	337,540 (4,917)	337,034 (4,682)	344,918 (4,451)	381,560 (4,380)	388,357 (4,322)
インドネシア	221,339 (2,284)	230,299 (2,251)	253,474 (2,335)	274,003 (2,191)	263,942 (2,105)
シンガポール	79,450 (3,960)	76,634 (3,669)	78,315 (3,530)	83,246 (3,344)	77,508 (3,145)
フィリピン	121,113 (1,188)	134,913 (1,261)	147,083 (1,235)	140,400 (1,315)	160,011 (1,231)
ベトナム	19,747 (323)	24,687 (329)	34,009 (348)	38,690 (339)	46,465 (359)

資料出所：東洋経済新報社 注：() 内は、日本から現地に派遣された長期滞在者である。

本稿では、筆者は 1990 年代を通じ、東アジアにおける企業内転勤の規定要因を計量分析で特定することを試みる。そこでは、企業内転勤者のフローとスルーフローを算出する。また、東アジア域内における企業内転勤者のフローとスルーフローを算出する。

4) Findley (1993), Salt (1996), Iguchi (1996)、井口 (1997) を参照。

トックに関する統計を、商用の短期滞在との関係からも分析する必要がある。以下は、そのような回帰分析の結果である。

表 6 企業内転勤者数の決定要因と商用短期滞在者との関係

	東アジア域内移動			歐州への移動			北米への移動
	係数	t 値	係数	t 値	係数	t 値	
FDI フロー 為替レート	0.03139	0.344	0.03687	5.100***	-198,092	-0.583	
現地法への雇用者数	-1.82286	-1.842*	-1.4990	-0.813	-0.05946	-4.494***	
現地法への企業内転勤者数	-0.005094	-5.830***	0.002806	1.938*	-0.003610	-1.979**	
現地法への企業内転勤者数 商用短期滞在者数	0.007677	9.631***	0.009672	6.530***	0.01812	10.912***	
定数項	-30,875	-1,663	-1,550	-0.700	-198,092	-0.583	

資料出所：筆者推定。推定期間は、1991～2000 年。
注) * は 10% 水準で有意、** は 5% 水準で有意、*** は 1% 水準で有意。

ここでは被説明変数として、日本からの企業内転勤者フロー（出入国管理統計）を採用している。また、説明変数としては、日本から当該地域への国別直接投資のフロー（財務省国際金融局の届出統計）、円に対する各國の為替レート（IMF）、日系現地法人における現地従業員数（東洋経済新報社）、現地に滞在している企業内転勤者数（東洋経済新報社）及び日本からの商用短期滞在者のフロー（出入国管理統計）を採用した（表 6）。

この推定結果から、1990 年代における東アジア域内における日系多国籍企業内の企業内転勤者の移動の決定要因を、日本から欧州、日本から北米への移動と比較しながら明らかにすることができます。

最も注目すべきことは、東アジアでは、北米と同様、企業内転勤者の移動と、現地法人における従業員数の間に、負の相関関係があることである。実は、通貨危機がアジアを襲う以前の推計では、アジア全域における企業内転勤者の移動と現地従業員数との間には、正の相関関係があつた⁵⁾。

5) 井口 (1997b) pp. 91-93 を参照。

1990 年代後半、東アジア域内では、日系企業の企業内転勤者数は頭打ちとなつていている。むしろ、企業内転勤者が東アジア域内でも再配置されたり、むしろ、東アジアから他地域に派遣されている。日本企業のアジアの現地法人は数があまりにも多くなり、日本人材で企業内転勤者を充足することが難しくなってきていていることを示唆している。

別のケーススタディによれば、東アジア又は北米で現地法人の管理に手腕を発揮した経営幹部や管理職が、25 ヶ国に拡大した EU 新規加盟国に派遣される事例がみられる⁶⁾。

また、企業内転勤者数と現地法人従業員数の関係をみると、1990 年代半ばまでの数値では負の相関関係が見られた歐州で、1990 年代後半以降、この関係が正の相関に変化したことが注目される。

しかも、円の現地通貨に対する切上げは、企業内転勤の円建て費用の低下を意味するため、企業内転勤者数を増加させる。ただし、日本やイギリスにおける調査結果によれば、海外への従業員の派遣には、国内従業員の労働費用の 3 倍近くを要し、最近では、海外派遣の費用を削減する動きが相當に顕著になっている⁷⁾。

なお、各年の企業内転勤者数と対外直接投資フローの関係は、やや解釈が困難である。そもそも、わが国の対外直接投資のフローに関する統計は、現地法人における利益の再投資を含まないので、対外直接投資の全体像を示すものではない。アジアでも、こうした再投資が多いと考えられるため、対外直接投資と企業内転勤者数の関係を正確に推定することができない。ただし、中・東欧については、現地への自動車部品メーカーの進出が本格化したため、最近、現地への人材送出しが増加している。

また、アジアにおいては、対外直接投資フローと円に対する各國為替相場が負に相関する場合が多い。これらの変数を同時に入れると多重共線性が発生する可能性がある。しかし、推計を繰り返した結果、対外直接投資フローと円に対する為替相場の両者を推定式に組み込んだ場合のほうが決定係数が上昇す

る。このため、最終的には、両変数を説明変数として入れた。

推定の結果をみると、日本から、いざれの地域への移動についても、企業内転勤者数と商用の短期滞在者数との間に、正の相関がみられることが注目される。なお、過去の推計では、アジア全体でみた場合、1990 年代前半までは、両者の間に負の相関がみられた⁸⁾。

最近では、多国籍企業は、研究開発（R&D）機能の一部をアジアの途上国に移転する動きを見せてている。ケース・スタディを踏まえれば、従来は、先進国 の R&D センター同士の人の移動にみられたものが、例えば、日本とマレーシア、タイ、中国などの間でも、研究開発従事者の双方向の移動が生じていていと考えられる。このような動きは、東アジア全体の技術開発力の向上や、国際競争力の強化、それに、欧米からの人材の還流といった観点からも、注目すべきである⁹⁾。

- (2) 域内移動とその経済的な決定要因
 「企業内転勤」以外の国際的な人の移動は、どこまで経済的要因で説明できるだろうか。ここでは、日本の在留資格別の新規入国データを利用し、主要な東アジア 9ヶ国（韓国、中国、香港中国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）から日本に入国する外国人数を、受入国の GDP 成長率、送出国の失業率と一人当たり GDP、両国間の為替レートなどで説明することを試みた。
- その分析の対象とする在留資格としては、東アジア諸国からの入国者数が多い在留資格を選定することとし、具体的には、「技術」、「人文知識・国際業務」、「技能」、「興行」、「短期滞在」について、回帰分析を行った。このほか、「投資経営」、「医療」、「法律・会計業務」、「教育」、「研究」なども計量分析の可能性を検討した。

しかし、残念なことに、「技術」、「人文知識・国際業務」、「技能」については、経済的諸要因を説明変数とする回帰方程式の自由度調整済み決定係数が

6) 井口 (2000) pp. 170-171 を参照。
 7) 井口 (2001) pp. 91-93 を参照。

8) 井口 (2001) pp. 91-93 を参照。
 9) Iguchi (2004) pp. 14-15 を参照。

0.2 を超えることはなかった。また、「投資経営」、「医療」、「法律・会計業務」、「教育」、「研究」などは、アジアからの受入れ数が少なく、サンプルが少なくて、データをもつとプールしない限り、計量分析には適さない。「研修」、「留学」については、次節で別に検討する。

これに対し、「興行」と「短期滞在」は、経済的諸要因を説明変数とする回帰方程式の自由度調整済み決定係数が 0.5 を上回った（表 7）。

表 7 東アジア諸国から日本への国際移動

	興行		短期滞在	
	係数	t 値	係数	t 値
送出国の一人当たり GDP	-107.14	-2.330**	-0.141	-1.403
送出国の失業率	4362.93	11.000***	4648.345	11.106***
送出国の日本円に対する為替相場	-4420.43	-3.021**	-883.131	-3.367**
日本の実質 GDP 成長率	3336.652	1.388	4156.376	1.267
定数項	436.293	1.0851	-9240.343	-2.034**
自由度調整済み決定係数	0.588		0.569	
ダーヴィン・ワトン比	0.511		0.817	
サンプル数	90		90	

資料出所：筆者作成。使用した統計の期間は 1991 年から 2000 年まで。

注： * は 10% 水準で有意、 ** は 5% 水準で有意、 *** は 1% 水準で有意。

的要因によって労働者などの受入れを説明することが重要である。これらは、次章で議論するように、ミクロ経済的な選択モデルのなかで説明さるべきであろう。

(3) 留学及び研修による日本への移動の決定要因
次に考察するのは、留学や研修（技能実習）などによる国際移動の決定要因である。労働力の国際移動を考える場合には、経済的な決定要因が重要なのは自然であろう。これに対し、留学生や研修生については、どうなのであろうか。

留学生については、日本の受入れには大きく分けて 3 つのチャンネルがある。第 1 は、対外直接投資などを行った企業が、現地法人の従業員を研修生として受け入れて技術移転を行い、現地法人を立ち上げる場合である（企業単独型）。第 2 に、中小企業団体に属する中小企業が、中小企業団体を経由して研修生を受け入れる場合である（団体監理型）。このうち、技能実習のケースは、1 年目の研修を終えた時点で、公的な技能評価を経た研修生が、技能実習生として企業と労働契約を結び、合計で 3 年間を限度に同一の企業で就労することができる。第 3 に、政府、地方自治体又は政府関係団体（JICA など）が、外国人研修生を受け入れる仕組みである。

曙光（2004）は、外国人研修生の受入れに影響を及ぼしている国際経済的な要因を、出入国管理や労働経済などの視点と併せ、計量的に検証した。その結果をみると、まず、輸入浸透率の上昇は研修生受入れを減少させ、海外現地法人の雇用の増加は、研修生受入れを明らかに増加させる。また、業種別の国内雇用数が増加すると、研修生수가減少する関係がみられたが、製造業ほとんどの業種では雇用減少が觀察されるので、国内雇用減少が研修生受入れによって、部分的にせよ、補われていることを示している。さらに、デフレ（業種別製品価格の下落）は、各業種における研修生の受入れにマイナスの影響を与えている。若年層など国内労働力の確保が困難なためか、賃金水準の低い業種で、研修生の受入れが増加している。（表 8）。

井口・曙光（2004）は、中国から日本への留学生の流入が近年増加している

表8 外国人研修生の日本への流入の決定要因

	係数	t値
輸入浸透率	-68.071	-2.625**
海外の日系企業の雇用者数	0.0959	5.0466***
雇用者一人当たり生産性	-0.0416	-3.054***
日本国内の雇用者数	-0.001	-
デフレータの変化	92.124	2.8669***
雇用者一人当たり賃金	-5.705	-2.2191**
定数項	-2376.42	-0.5877
自由度調整済み決定係数	0.422	
サンプル数	63	

資料出所：曙光（2004）

注) 表7と同じ

ことに着目して、いくつかの仮説をテストした。

第1は、人的資本仮説であって、これは二つの側面を持つ。受入国の名目GDPが増加すると、留学後の就労を含めれば、留学の期待収益率が上昇する。しかし、受入国との通貨に比べて高まるることは、送出国で準備した学資金が受入国で目減りすることを意味する。これは、留学に対してマイナスに左右しないのだろうか。

第2は、労働市場要因であって、送出国で、留学せずに大学を卒業した場合に就職が困難になると、留学にどのような影響があるだろうか。

第3に、留学からの帰国者が増加した場合、留学からの帰国者の情報(特に、サクセス・ストーリー)が留学を促進するかどうか。

最後に、中国では、1979年から実施されている「一人っ子政策」が、子供数の減少から留学者数を減少させるのか、それとも、家庭ごとの子供数を減らして、人的資本投資をむしろ促進するのかどうか。

推定の結果をみると、中国から日本への留学生增加に最も影響を与えているのは、中国の一人当たりGDPの急速が上昇である。また、円の為替相場上昇も、留学にプラスの影響を与えている。しかし、中国の労働市場の要因は、指標に一般的な都市失業率を使用したこともあり、その影響はみられなかつた。

なお、係数は十分に有意でないが、留学からの帰国者も留学の増加にプラスに作用する兆候がみられる。同様に、一人っ子政策の留学への影響は有意ではなかったが、係数はマイナスであった。

表9 中国から日本への留学生の入国の決定要因

	係数	t値
一人当たりGDP	2.216	2.758***
円の為替相場	4.455	2.202***
中国の都市失業率	-23.356	-0.680
帰国した留学生	0.136	1.677
一人っ子政策ダメー	-30.675	-1.811
自由度調整済み決定係数	0.624	
ダーワイン・ワトソン比	1.403	
サンプル数	93	

資料出所：井口・曙光（2003）

注) 表7と同じ

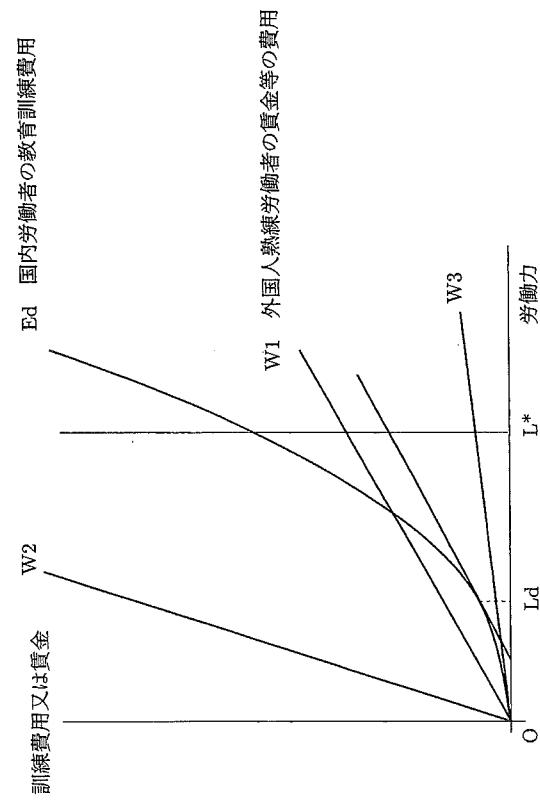
これまで見てきたように、日本を中心とする東アジア域内の国際的な人の移動の決定要因をマクロの計量分析によつて解明することは、可能である。しかし同時に重要なことは、ミクロの変数が国際的な人の移動に影響を与える可能性を排除できないことである。今こそ、具体的な政策的議論に耐えられる国際的な人の移動に関するミクロ経済理論が求められている。

この課題について、筆者は、インド・ネール大学のB. Khadria教授との研究から示唆を得て、外国人熟練労働者の受け入れに関するミクロ経済理論を開発し、これに対する理論的な解答を探ることにした。

このモデルは、不熟練労働者の受け入れモデルではないが、低熟練労働者の受け入れについても応用可能であり、その意味で、わが国のいわゆる単純労働者受け入れ論議においても、活用できるものと考える。

従来のマクロ経済的な国際的な人の移動へのアプローチでは、多くの場合、

図1 自国人労働者の養成と外国人労働者の受入れの選択に関する基本モデル



自国人労働者と外国人労働者は同質的であり、その間に、単純な「価格競争」が作用するとしてきた。しかし、企業が熟練度のみならず、言語能力も異なる労働者を雇用する場合は、同質的でない自国人労働者と外国人労働者をどう組み合わせるのかという問題を解かなければならぬ。これは即ち、国内の労働者に教育訓練を施して養成するか、国外に居住する外国人労働者に、受け入れ基準を満たすため資格取得や言語習得を行い、世界市場の賃金水準を支払って国内に受入れるかいう選択のといえよう。

したがつて、本モデルは、外国人を含めた「雇用ポートフォリオ」の決定理論の一種ともできるし、「仕事競争モデル」の拡張とも考えることもできる。特に重要なのは、この理論では、企業は、同じ生産性の労働者を雇用するために、賃金に加え、雇入れに伴う教育訓練費用を最小化するよう行動すると考える点である。

ここに提示した「自国人労働者の養成と外国人労働者の受入れの選択に関する基本モデル」¹⁰⁾では、①外国人労働者の賃金等の費用に、賃金（国際価格）や移動経費、外国人労働者の社会的統合の経費（特に、言語教育の経費）などを含むこととし、これは、当面、受入れ数が増加しても一定とし、②国内労働者の教育訓練費用は、賃金や社会保障の経費を含み、雇用増加とともに様々な理由から増加すると仮定する。特に、企業が、外部労働市場から教育訓練費用の少なくてすむ労働者から順に雇入れると仮定すれば、教育訓練費用は受入れ数の増加とともに適増し、曲線OE_dは右上がりで次第に傾きが大きくなる。ここで、国内企業が費用最小化の原則によって行動すれば、短期的な国内の労働需要OL*のうち、OL_dは自国人労働者で充足され、LDL*は外国人労働者で充足されると説明される。それは、OL_dまでは、自国人労働者の限界教育訓練費用が、外国人の世界賃金W₁（資格取得と言語訓練の費用などを含む）より低いためである。

問題は、外国人熟練労働者の賃金等の費用（世界価格）である。まず、外国人労働者をいくら受け入れても、世界価格には影響が及ぼされないと仮定しているが、受入国が大国である場合には、これが成り立たないかも知れない。また、外国人労働者の賃金等の費用の中に、どの範囲の費用を含めるかも問題である。外国人熟練労働者が、受入国で熟練労働者として就労するため一定の資格を取得し、一定水準以上の言語能力を有する必要がある場合、それらに要する適正費用を含めなければならぬ。この適正費用は、教育訓練を行う国や機関によっても、また、政府開発援助などを考慮するかどうかでも、大きく異なってくる。

もし、外国人労働者の受入れ数を政府が決めるのではなく、市場の決定を委ねるとするならば、受け入れる業界・企業は、こうした費用を最小化して人材を国外から受け入れる競争を行う可能性がある。換言すれば、外国人労働者の受入れに本気で取り組む業界は受入れができるが、努力をしない業界の受入れ人は限られた範囲になるであろう。

10) 本理論の組み立て及び応用にあたつて、B. Khadria 教授（ネール大学）から得た教示に対し感謝の意を表したい。

この理論において、外国人労働者の賃金等の費用が、国内労働者の限界教育訓練費用をつねに上回る場合 (W_2) は、国内企業は、必ず国内労働者のみで需要を充足すると考えられる。つまり、外国人労働者の賃金等の費用が高く設定され、国内労働者の教育訓練が促進される。

また、外国人労働者の費用が、国内労働者の限界教育訓練費用を、常に下回る場合 (W_3)、外国人労働者が全ての需要を充足すると考えられる。このように外国人労働者の賃金が低い分野は、国内労働者を養成するインセンティブを失うことになる。もし、外国人労働者の社会的統合の費用が賃金に一切反映されない場合は、外国人労働者受入れは、国内の人的資源の開発を遅らせる結果をもたらすであろう。

なお、本理論では、外国人労働者の賃金などは全て、受入国の通貨で表示されるため、為替レートの変化は、 W の勾配を変化させる。同様に、規制緩和が行われると、外国人労働者の賃金等の費用が上昇ないし下落することになる。一般的には、規制緩和などの効果は、OW が右回りに回転する景饗として説明することができる。

最後に、この理論を用い、外国人労働者に対する受入れ規制である「労働市場テスト」や「数量割当（制限）」、あるいは、「ポジティアリスト」方式の受入れについて、その経済効果を分析することができます。この基本モデルを展開した応用モデルに基づく考察の詳細は、別稿に譲るが、その主要な結論を掲げると、次のようなになる。

まず、適切な外国人労働者の受入れ数量を、「数量割当」で実現しようとしても、事前に LdL^* を推定することは簡単でなく、実際には、試行錯誤で「数量割当」を増減しなければならない。また、「労働市場テスト」が、国内の教育訓練コストと外国人労働者の賃金等の費用を反映したものならば、 LdL^* の近似値の外国人労働者が雇用されるはずである。

しかし、「労働市場テスト」の実施自体にも、時間と行政費用が必要で、短時間の間に「労働市場テスト」で均衡点 L^* を見出せるという保証はない。いずれにしても、外国人労働者受入れ政策と同時に、国内労働者の養成を強化し、外国人労働者の賃金等の費用 W を適正に設定し、これが外国人労働者

受入れの社会的費用を十分に反映したものとすることが重要である。

以上をまとめると、ミクロ経済理論の上からは、国内労働者の教育訓練費用と国外の外国人熟練労働者の賃金等の費用との大小関係が、国内の労働需要のうち、国内労働者と外国人労働者により充足される比率を決定すると考えられる。この比率は、特に、外国人労働者の賃金等の費用に、どのようなコストを含めるかによって変化するし、為替変動や規制緩和によって変化する。外国人熟練労働者の受入れに当たっては、その資格や言語能力について適正な基準を設定することによって、国内における人的資本投資を促進しつつ、これを補完する形での外国人熟練労働者の受入れを行うことが可能になるのである。

その場合、最終的に、どれだけの外国人熟練労働者を受け入れることができるかは、外国人熟練労働者の資格取得及び言語能力の向上のための人的資本投資を、受入れを希望する業界・企業が、どの程度、積極的に実施しない支援するかに依存しよう。

結局、外国人熟練労働者に関して、「人材の開発なしに、人材受入れはあり得ない」と言うことができよう。

4 東アジアにおける経済連携協定への課題

以上のマクロ実証分析及びミクロ経済理論による分析により、東アジア地域における国際的な人の移動のマクロ的及びミクロ的な決定要因を、ある程度、明らかにすることができた。即ち、東アジアの高度人材移動の大きな割合を占めているのは域内の多国籍企業のネットワークを通じた企業内転勤であるが、日本からの企業内転勤者数は近年抑制気味であり、域内又は地域間でこれら人材の再配置が進行している。また、抑制されている企業内転勤者を補つて商用の短期滞在者が増加している。

また、企業内転勤以外の在留資格についてみると、「旅行」と「短期商用」の在留資格を有する入国者以外は、マクロ経済変数のみによつて、それらの国際移動を十分に説明することはできない。

同時に、送出国の一人当たり GDP や円の為替相場の上昇が外国人留学生の受け入れを促進していること、外国人研修生については、低賃金分野など人材確保が困難な分野で非常に重要な人材供給源となっていることが指摘できる。

そこで、本稿では、ミクロ経済モデルとして、「自国人労働者の養成」と「外国人労働者の受入れの選択」に関する基本モデル」を提起した。この「基本モデル」を応用すれば、外国人労働者の熟練に関する資格や言語能力について適正な基準を設定し、国内における人的資本投資を促進しつつ、これを補完する外国人熟練労働者の受け入れを行う可能性が指摘できよう。

現在の在留資格制度の下で、十分な受け入れの実績がない分野では、国内の人材養成の費用に比べて、国外の外国人労働者の賃金等の費用が極めて高く設定されている可能性がある。

以下では、本稿のファインディングを踏まえ、東アジアにおける経済連携交渉における国際的な人の移動をめぐる課題について論じる。

具体的には、1) 域内の人々の移動の円滑化は、域内における産業再編成を促進するか、2) 東アジア諸国は、高度人材をめぐる競争にどのように対処すべきか、3) 東アジア諸国は、サービス貿易の自由化に伴い、「契約ベースの移動」にどのように対処すべきか、4) 東アジア諸国は、低熟練労働者の移動に関して、どのような規制又は調整を行うべきか、5) 域内における職業資格の相互認知は熟練労働者の移動を促進するか、6) 域内諸国における社会保障協定は移動を円滑化するか、7) 東アジア諸国は、長期的に、域内の不法移民や不法就労者を減少させられるか、8) 東アジア諸国は、商用又は観光による短期滞在者の移動を円滑化せられるか、9) 東アジア諸国は、いかにして、安全・衛生の確保の観点からの規制強化を、域内における人材移動の円滑化と両立させられるかについて論じたい。

- 1) 域内の人々の移動の円滑化は、域内における産業再編成を促進するか
既に、ASEAN 自由貿易地域は、域内における段階的な関税引下げ(CEPT)を進め、後発加盟国であるベトナムなども、2006 年以降、CEPT の規定が全面的に適用される。

さらに、日本と ASEAN の経済連携協定の効果が予定される 2012 年を目指して、さらには段階的な関税引き下げやサービスの市場アクセス改善が進むとみられる。

こうした動きは、域内に展開する多国籍企業のネットワークの再編を促進するとともに、その過程においては、多国籍の人の移動のニーズは一層高まると考えられる。企業内転勤者のみならず、生産・販売拠点の再編に伴う研修生の移動についても、域内の受け制度を調和化することは、域内の産業再編を促進する上で非常に重要である¹¹⁾。

- 2) 東アジア諸国は、高度人材をめぐる競争にどのように対処すべきか
1990 年代後半から、IT (情報通信技術) 労働者を中心とした、世界的な人材獲得競争が生じ、これが、広範な科学技術人材に及んでいる。既に論じた通り、当該時期にアメリカで発生した高度人材への需要の半分以上が、アジアから調達された。
- したがって、アジアにとつては、①域内で高度人材をどのように開拓するか、②北米や歐州などの先進国で活動するアジア出身の高度人材を、アジアにどのように帰還させるか(「流出頭脳環流政策 (reverse-brain-drain policy)」)が重要課題になっている。
- このため、企業内転勤者、研究者、専門職労働者、高度資格労働者、専用短期滞在者、学生などに対し、入国管理の規制緩和、受け皿機関の設置、地域自治体における生活環境整備など、戦略的で、かつ、きめ細かい対策が必要である¹²⁾。

- 3) 東アジア諸国は、サービス貿易の自由化に伴い、「契約ベースの移動」にどのように対処すべきか
サービス貿易に関する一般協定 (GATS) に基づく横断的措置である人の移動の自由化(第 4 モード)について、従来の先進諸国の自由化約束は、基本的

11) Iguchi (2004) p. 14 を参照。

12) Iguchi (2004) p. 16, Table 9 を参照。

に、企業内転勤に限定された。そこで、途上国は、国境を越えた請負や委託などに基づくサービス提供について、これに伴う人の移動を自由化するよう迫っている。

しかし、このような「契約ベースの人の移動」は、途上国結ばれた低賃金の雇用契約のまま、サービスが先進国で提供される結果、非常に深刻な影響を先進国に与える。そこで、歐州連合は、EU 規則によって、契約ベースの移動であっても、従事する外国人労働者に、受け取るの同種の労働者と同じ賃金・労働条件を保障している。この問題は、東南アジア諸国と日本の経済連携交渉において、既にとりあげられている。そこで、日本と ASEAN 諸国は、追加的法制を整備することによって、この分野で移動の自由化が可能になるであろう。

4) 域内における職業資格の相互認知は熟練労働者の移動を促進するか
WTO でも、専門職業サービスにおける資格の相互認証は、重要なテーマとされている。しかし、一般的には、各国の職業資格は、それぞれ内容が異なり、これを調和化することは非常に難しい上、相互認知された資格が現実に産業・企業で活用されているかどうかが問題である。

歐州連合では、学位の相互認証は進んでいるものの、職業資格については、それぞれの取得条件やカリキュラム内容などを公開する措置を実施しているものの、その資格を有する労働者の評価は専門家に委ねられている。
したがって、情報通信技術 (IT) 分野の資格の相互認証など、国際移動を促進する効果が期待される分野を中心には、国際的な合意形成を図る必要がある。

5) 域内諸国における社会保障協定は移動を円滑化するか
社会保障協定は、公的年金の受給権の取得に長期間（日本は 25 年。ただし、アメリカは 15 年、ドイツは 5 年など。）を有することから、国際移動するとその後保障が受けられなくなるリスクをなくすために非常に重要である。
また、他国に移動した場合に、受入国で社会保険料負担を課せられるかどうかは、その国に進出した外国企業の実質的な競争条件に影響を及ぼすため、東

アジア域内で最小限の調整を行う必要がある。
最終的には、各国の社会保障制度の整備を促し、相互の調整を図ることは、地域経済統合と、域内移動の円滑化にとって非常に重要な問題である。

6) 東アジア諸国は、長期的に、域内の不法移民や不法就労者を減少させるか
最近でも、東アジア諸国の経済発展は、発展の進んだ地域と、その恩恵が及ばない地域で、大きな格差を生じている。同一の国内で、10 対 1 を超える一人当たり所得格差は、タイ、フィリピン、中国などでも観察される。こうした同一国内の経済格差は、経済発展にもかかわらず、不法移民や不法就労者を増加させる大きな原因となっている。

不法移民対策は、不法移民の摘癒強化が中心であるが、こうした経済的背景を考慮すると、国内及び域内の所得格差の是正こそ、域内の不法移民や不法就労者を減らす上で最も重要なと考えられる。

7) 東アジア諸国は、商用又は観光による短期滞在者の移動を円滑化させられるか
既に、商用の短期滞在者の移動はかなり円滑化されてきたものの、ビザ取得の条件や取得に至る審査期間は、国によつても大きく異なる。また、商用や観光を振興するために、短期ビザを免除することは有効であるが、同時に、不法就労や不法残留が増加するという懸念を引き起こしている。

オーストラリアの提案で始まった APEC ビジネス・ラベル・カード (ABTC) は有効期間 3 年間で、商用のための短期入国を円滑化する措置としても優れている。こうした措置を東アジア諸国が採用することは、有効な問題解決策の一つである。

8) 東アジア諸国は、いかにして、安全・衛生の確保の観点からの規制強化を、域内における人の移動の円滑化と両立させられるか

2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ以来、東アジアでも、テロ対策の強化と人の移動の円滑化を両立させることが重要な課題となっている。また、2003 年に東アジアで猛威を振るった SARS は、国際的な人の移動によって、感染症が世界中に飛び火することを立証した。安全や健康の確保のための対策と人の移動の円滑化を進めることは、東アジア諸国が協力し、入国管理について更なる技術革新を進める必要がある。

5 結論

人的資源の開拓と人の移動の円滑化は、「ASEAN + 3」の枠組みにおける経済連携協定の不可欠な部分になると考えられる。既に、工業製品貿易では、かなりの自由化が進んでいる当該地域では、「投資協定」の締結と並んで、人との資源の開拓と人の移動とは、この地域の深い経済連携を達成する上で極めて重要である。

既に論じたように、東アジアにおける人材移動は、この地域における多国籍企業のネットワークの維持と密接に関係している。技術移転を円滑に行うのみならず、域内における技術開発力を高めるためにも、企業内転勤者と研修生の移動を多国間で円滑化することは、東アジアの経済統合にとって不可欠と考える。

こうした人材移動の範囲は、企業内転勤に限定せずに、段階的に、研究者や専門職労働者に拡大していく必要がある。

同時に、東アジアでは、不熟練及び低熟練労働者の移動にも、相当の関心が払われねばならない。そのためには、多国間取り決めのなかで、個別二国間の労働協定の締結を促進する「モデル協定」を設定することも考えられる。

そもそも、過剰労働力や不完全就業を抱え、所得格差も非常に大きい地域である以上、短期的にみて、低熟練労働者の完全な移動の自由を保障することは非現実的である。だからこそ、低熟練分野では、今後とも、特定の二国間の取り決めに対する期待が大きい。

その際、WTO 協定においても、「内国民待遇」の確保は、非常に重要な原則であることを想起したい。国内労働者と外国人労働者の均等待遇を保障する

のみならず、その履行確保及び権利救済について実効性が必要とされる。なお、「契約ベースの人の移動」についても、補足的立法措置を行うことによって、高所得国の労働市場への悪影響を避けが必要がある。また、域内移動する労働者の社会保障制度加入の権利確保は、域内の社会保障制度が発展途上にあることを考慮しつつ、相互調整が行われるべきである。

わが国は、経済連携協定の締結にあたり、「人材の開拓なしに、人材を入れはあり得ない」という理念（「人材開拓・還流モデル」）に立って、東アジア全体の人文の供給能力を拡充し、欧米からの人材の還流を促進する必要がある。

その際、現行の政府方針を見直し、外国人労働者の熟練に関する資格や言語能力について適正な基準を設定して、国内における人的資本投資を促進しつつ、これを補完する外国人熟練労働者の受け入れを可能にすることが好ましい。また、そうした外国人が、段階的に定住・永住する道を整備することも重要である。

こうした積極的な外国人政策への転換にあたっては、企業における雇用管理責任の明確化を図るなどのため「外国人雇用法」の制定と、外国人住民との共生を促進するため、自治体の持つ情報・権限を強化することも不可欠である。振り返ってみると、東アジアに経済統合の必要性が認識されたのは、1997 年の通貨危機がきっかけであった。通貨の不安定性を克服し、域内所得格差を縮小し、域内市場を拡大して、アメリカ市場への過度の依存を減らしていくことが必要である。

そのためにも、域内の人材移動の円滑化は、東アジアの「共通基盤」として位置づけられるべきである。

参考文献

- Findlay A. M. (1993), "New technology, High-Level Labor Movements and the Concept of the Brain Drain" in OECD *The Changing Course of International Migration*, Paris.

- Findlay A. M. (2001), "From Brain Exchange to Brain Gain: Policy Implementation for the UK of recent trends" in Skilled Migration from Developing countries, Report prepared for International Migration Branch, ILO, Geneva.
- Iguchi Y. (1996), "The movement of the highly skilled in the Asian-Pacific region", paper presented to the Workshop "International Migration and Labor Market in Asia, on 30. and 31. January 1996, by the Japan Institute of Labor, Tokyo
- 井口泰 (1997a) 「国際的な人の移動と労働市場」日本労働研究所編『労働の未来を創る』第一書林、pp. 74-122
- 井口泰 (1997b) 「世界経済の変動と雇用・労働市場」桑原靖夫・連合総研編『労働一一日系企業の現地調査に基づく分析―』関西学院大学経済学部研究会『経済学論究』Vol. 56. No. 1, pp. 131~177
- Iguchi Y. (2001), "International Migration of the Highly Skilled and Migration Policy- Initiatives from Japan and Asia-", paper presented to the Seminar "International Mobility of Highly Skilled workers from Statistical Analysis to Formulation of Policies", organised by the OECD (DSTI/DEELSA), Paris, 11-12 June 2001.
- Iguchi (2002) "The movement of the Highly Skilled in Asia-Present Situation and Future prospects" paper presented to the Workshop on international Migration and Labor Market in Asia, on 5. and 6. February 2002
- Iguchi Y. (2004) "Determinants of Intra-Regional Migration and Effects of Economic Partnership Agreements in East Asia", Korea Labor Institute Quarterly Journal of Labor Policy, No. 4 2004, pp. 1~23
- IOM (2003) *World Migration*, Geneva
- OECD (2001a) *Employment Outlook*, Paris, (Chapter 5, The Employment of Foreigners: Outlook and issues in OECD countries).
- OECD (2000a, 2001b) *Trends in International Migration*, Paris.
- OECD (2001c), *OECD Science, Technology and Industry Score board- Towards a knowledge-Based Economy*, Paris.
- Salt. J (1997) "The Movement of the Highly Skilled", OECD Working Paper, Paris
- 曙光 (2004) 「不況下の外国人研修生流入を規定する諸要因」関西学院大学産業研究所編『産研論集』第 31 号、pp. 67~78